

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定農地貸付けの定義の見直し

一 地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者も特定農地貸付けを実施できるものとする。こと。
(第二条第二項関係)

二 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施する特定農地貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地を対象とするものであること。
(第二条第二項第五号関係)

(一) その者が所有する農地にあつては、当該農地の適切な利用を確保するための方法等と内容とする協定(二)において「貸付協定」という。)を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していること。

(二) その者が地方公共団体又は農地保有合理化法人から使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付け」という。)を受けている農地にあつては、その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結していること。

第二 農地法等の特例

地方公共団体等が地方公共団体及び農業協同組合以外の者に貸し付けるために特定農地貸付けの対象となる農地の権利を取得する場合等について、農地法及び土地改良法の特例を設けること。

（第四条及び第六条関係）

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例について定める構造改革特別区域法の規定を削除し、所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第二条及び第三条関係）